

新型コロナワクチンに係る個別接種促進支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 令和5年4月28日付け厚生労働省健康局長通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」に基づき、各医療機関における新型コロナワクチンの個別接種の促進を支援するため、接種回数等の一定の要件を満たした医療機関に対し協力金を支給することとし、その支給については、この要領に定めるところによる。

(協力金の支給の対象者)

第2条 この要領に基づき協力金の支給申請をすることができる者（以下「支給対象者」という。）は、令和5年5月1日から7月2日まで、同7月3日から9月3日まで、同9月4日から11月5日まで、同11月6日から12月31日まで、令和6年1月1日から3月3日までのそれぞれの期間内に、次の要件を満たす接種等を実施した医療機関とする。

(1) 週100回以上の接種を4週間以上実施した診療所

ただし、それぞれ1週間のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日（※）に接種体制を用意していることを要件とする。

(※) 時間外、夜間又は休日の考え方

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

(協力金の支給額)

第3条 協力金の支給額は別表1のとおりとする。

(協力金の支給申請)

第4条 支給対象者は、新型コロナワクチンに係る個別接種促進支援事業協力金支給申請書（別記第1-1号様式）により、協力金の支給申請を受託者（鹿児島市新型コロナワクチン事務センター）に提出するものとする。

2 前号の支給申請書の提出期限は別表2のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(協力金の支給)

第5条 この協力金は精算払により支給するものとし、協力金支給時期は別表2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月15日から施行する。

附則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

協力金の支給対象者	協力金の支給額
第2条の各期間内に、週100回以上の接種を4週間以上実施した診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数あたり2,000円

別表2（第5条関係）

期間	申請書提出期間	支給時期（目安）
令和5年5月1日（月）から7月2日（日）までの間における接種実施分	令和5年7月3日（月）～ 令和5年7月31日（月）	令和5年9月中
令和5年7月3日（月）から9月3日（日）までの間における接種実施分	令和5年9月4日（月）～ 令和5年9月29日（金）	令和5年11月中
令和5年9月4日（月）から11月5日（日）までの間における接種実施分	令和5年11月6日（月）～ 令和5年11月30日（木）	令和6年1月中
令和5年11月6日（月）から12月31日（日）までの間における接種実施分	令和6年1月1日（月）～ 令和6年1月31日（水）	令和6年3月中
令和6年1月1日（月）から3月3日（日）までの間における接種実施分	令和6年3月4日（月）～ 令和6年3月31日（日）	令和6年5月中